

2018年2月21日

Japan tax alert

EY税理士法人

EU27カ国、英離脱後の 取決めに対する アプローチを策定

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

2018年1月29日、英国を除く欧州連合(EU)加盟27カ国(以下、「EU27カ国」)は、2019年3月29日に英国がEUを離脱した後の移行期間の条件を巡る交渉の指針について合意しました。その後2月1日に、欧州委員会がEU27カ国の作業部会に対して行ったEUと英国間の長期的な取引における「公平な競争環境(level playing field)」の整備に関するプレゼンテーションが公開されました。プレゼンテーションは国家補助、租税、環境問題、雇用法を取り上げており、移行期間の条件が合意されることを前提に、交渉がどのように進展していくかが示されています。

詳細な解説

移行期の取決め

最新の英離脱交渉指針の発表は、離脱交渉の第1段階で十分な進展がみられたとして、移行期間や将来関係の枠組みを協議する第2段階に入ることによって合意したとの2017年12月15日の発表に続くものです。

最新の交渉指針は、2017年5月22日のEU理事会決議の付則として採択された交渉指令を補完するものですが、主に移行期間に関するEUの交渉方針が示されています。

交渉指針で示された主な方針は、以下の通りです。

- ▶ 移行期間は、離脱協定の発効日から開始し、2020年12月31日を期限とする。
- ▶ 離脱協定における市民の権利に関する規定は、移行期間の終了日(2020年12月31日)から適用するとし、それまでEU法の解釈については、EU司法裁判所の判例法に従うものとする。ただし、市民の権利に関するEU法の解釈についての疑問点は、2028年までEU司法裁判所に照会する場合があるとする。
- ▶ 移行期間中、英国は引き続きEUに対する義務とEU法に拘束されるが、いずれのEU機関においても正式な役割や投票権を有さないとする(ただし、投票権のない形で英国が会合に招かれる限定的な状況が生じる可能性がある)。
- ▶ いかなる移行期の取決めも、英国が移行期間中は関税同盟と単一市場(4つの自由の原則を含む)に残留することを条件とする。
- ▶ 移行期間中、英国は、EUが許可する場合を除き、EU法の権限内の分野において、英国独自で国際協定に制約されることはない。

交渉指針の発表後、EUのミシェル・バルニエ首席交渉官は、「英国は自由に第三国との交渉を始められるが、移行期間中は、EU27カ国の合意がない限り、いかなる協定も締結することはできない」との見解を再び示しました。

また、移行期間中の国際協定の適用については、「英国が引き続きEUが締結している既存の全ての国際協定(通商や航空に関する協定等)によって発生する義務に制約されることについて、EU27カ国と英国が同意に至ることは可能」とする一方、「第50条において英国がEUの国際協定の恩恵を受け続けられるようにできるかは、協定を締結している第三国次第で決まるため、保証することはできない」と述べています。

将来の通商取決め

欧州委員会は2018年1月25日に、EU理事会の作業部会に対して行った内部プレゼンテーション(第50条)の資料を公表しました。プレゼンテーションでは、議論は準備的段階にあり、その内容は将来関係の枠組みに関する協議に影響を与えるものではないことを明確に表明しています。それにもかかわらず、英国との通商交渉において、欧州委員会が「公平な競争環境」と呼ぶ状況を確立する上でEU27カ国にとって問題となるいくつかの点を浮き彫りにしているという点で、スライドは興味深いものです。「公平な競争環境」という表現は、2017年4月の欧州理事会の以下の指針から引用したものです。

「とりわけ競争と国家補助の面で公平な競争環境を確保しなければならない。この点に関しては、税制を始め、社会、環境、規制面での措置や慣行を通じた不公平な競争上の優位性に対するセーフガードを含める必要がある」

プレゼンテーションでは、英国とEUの間の通商関係に関連する特殊な要因、特に、EUと英国の経済統合の深さと広さ、並びに英国のEU他国に対する地理的近接度が認識されています。この認識に基づき、プレゼンテーションでは、公平な競争環境に最も関連性の高い政策分野に重点が置かれ、各分野において必要な要素が特定されています。最終的には、相互に関連する以下の3つの柱に基づく効率的な制度の構築が提案されています。

1. 実質的な規定—プレゼンテーションでは、国家補助、租税、環境、雇用規則に関する問題が取り上げられています。最も重要な全般的アプローチは、英国のEU離脱によって基準を下げるべきではないようにすることです。
2. 実施メカニズム—プレゼンテーションによれば、義務の停止、一時的な補償、金融制裁、相互報復等の一連の選択肢が存在し得るとのことです。EUには、税務上非協力的な国・地域をブラックリストに含めるなど、多くの自主的な施策があることが述べられています。
3. 紛争解決制度—プレゼンテーションでは、EU法に由来する概念の解釈は、EU司法裁判所が拘束力を持つ形でのみ行うことができるため、裁判による紛争解決のための可能な選択肢は制約の対象となることが提案されており、このことが問題となる可能性があることと述べられています。

国家補助

国家補助に関しては、欧州委員会は、英国とEU間の相互依存が高いことを考慮し、世界貿易機関(WTO)の規定が通商関係を十分に保護するとは考えていないと思われる。プレゼンテーションでは、WTOの補助金規制が適用されることがあっても、物品に限られるため、通商が損なわれることを立証する必要があると提言しています。また、救済措置は限定的との考えを示しています。

欧州委員会はプレゼンテーションの中で、将来の協定を構成する3つの要素を挙げています。

- ▶ 透明性を含む現在のEUの国家補助規則と同等の実質的な規則。時間の経過とともに規則が変更された場合、コンバージェンスを確保するためのメカニズムが必要かどうかという問題が取り上げられています。
- ▶ 現在の欧州委員会と同じ権限を有する独立した国家補助当局の事前承認規制による実施。
- ▶ 公平な競争環境を脅かす国家補助に対処するための、EUと英国間の協定内外の効果的かつ迅速な国内救済措置。

租税

プレゼンテーションによれば、EU離脱後、英国が税務問題についてEU加盟国と情報交換する法的義務はなくなり(その反対も同様)、英国がEUの租税回避防止に関する規定を適用する法的義務もなくなります。また、有害税制の据置/遡及適用を認めないEUの行動規範に対する英国の政治的コミットメントが終了し、EUの法人税に関する指令が英国に適用されなくなります。

欧州委員会は、EU27カ国にとってリスクがあることを示唆していますが、そのリスクは、まだ確定しない英国の税務政策に左右されるとしています。また、EU離脱後の英国は、競争力を得るために税制を利用する可能性が高く、実際、米国の税制改革を受けて英国に対するプレッシャーは高まる可能性があると提言しています。欧州委員会が考える重要なリスクは、英国が投資と事業を誘致するための租税措置を講じることです。

現行の基準を引き下げないという原則に従い、EUが税務上非協力的な国・地域のリストを独自に作成するプロセスを有していることも踏まえ、プレゼンテーションでは以下のステップを提案しています。

- ▶ 租税に関するグッドガバナンス条項
- ▶ 金融機関及び投資会社に対する情報交換、租税回避防止措置及び国別報告書の公開に関する拘束力のある要件(既存の要件に従う)
- ▶ 法人課税に関する行動規範(EUの行動規範に従う)

欧州委員会は英国が法的拘束力のある要件を適用しているかを監視し、EUの行動規範グループは英国の政治的コミットメントを監視します。紛争解決と制裁措置については、協定のより広範な手続との整合を図ります。

環境

欧州委員会は、英国が競争力の向上を目指し、EUの市民や企業にコストを負担させる可能性があることを背景に、英国が環境保護に関する自らの立場を決定するリスクがあると考えています。欧州委員会は、二国間ルールを並行して導入するのではなく、多国間にわたるガバナンスと基準を強化することを提案しています。また、引き下げ禁止(non-regression)条項を用いて選択的に国内環境の保護を弱めることにより、底辺への競争(race to the bottom)を回避することを提案しています。

雇用規則

欧州委員会は、英国による雇用や社会保障の削減が、EU労働者の権利を脅かし、社会保障が手厚い地域としての欧州を揺るがす可能性があるかと提言しています。この点について提案されているアプローチは、環境基準について提案されているアプローチと同じです。

今後の影響

次回の一連の会議は、2018年2月6日から開始される予定ですが、移行期の取決めや離脱協定に関する詳細な議論に加えて、北アイルランドとアイルランドの国境問題も話し合われることになっています。

企業は将来に必要な態勢の整備を既に始めていますが、今後は、移行に関する交渉の進展や、移行期間と将来の通商協定について英国が採用する立場を注視していくこととなります。

今後数カ月間にわたって将来の通商協定の内容が決められていきますが、複雑な通商交渉の結果が明らかになるにはもうしばらく時間がかかる可能性があります。交渉期間が終了するまで待っていては、規則や通商の取決めが変更される前に計画的な対応をとる十分な時間がとれない可能性があります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス
太田 光範

パートナー
エグゼクティブ ディレクター

jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
mitsunori.ota@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180221

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp